

苫小牧市工事等に係る入札及び契約の過程等の公表に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、市が行う工事及び製造の請負（以下「工事等」という。）に係る入札及び契約について、その過程等を公表し、もって入札及び契約の透明性の確保を図ることを目的とする。

(工事等の発注の見通しに関する事項の公表)

第2条 財政部長は、毎年度、4月に、当該年度に発注することが見込まれる工事等（予定価格が400万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事等であって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表するものとする。

(1) 工事等の名称、場所、期間、種別及び概要

(2) 入札及び契約の方法

(3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

2 前項の規定による公表は、財政部行財政改革推進室（以下「行財政改革推進室」という。）において、当該年度の3月31日まで公衆の閲覧に供することにより行う。

3 財政部長は、第1項の規定により公表した発注の見通しに関する事項に変更がある場合においては、7月及び10月に、変更後の当該事項を公表するものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、変更後の発注見通しに関する事項の公表の方法について準用する。

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第3条 行財政改革推進室契約担当課長は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

(2) 令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

(3) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

2 入札執行担当課長は、工事等（予定価格が400万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事等であって市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）の契約を締結したときは、当該工事等ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 令第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格

- (2) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
- (3) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由
- (4) 入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行った場合においては、見積者の商号又は名称及び見積金額）
- (5) 落札者の商号又は名称及び落札金額
- (6) 令第167条の10第1項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- (7) 令第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みした者の商号又は名称
- (8) 令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）又は令第167条の13において準用する令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行った場合における次に掲げる事項
 - ア 当該総合評価一般競争入札又は当該総合評価指名競争入札を行った理由
 - イ 令第167条の10の2第3項（令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する落札者決定基準
 - ウ 令第167条の10の2第1項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
 - エ 令第167条の10の2第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- (9) 次に掲げる契約の内容
 - ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - イ 工事等の名称、場所、種別及び概要
 - ウ 工事等の着手の時期及び工事等の完成の時期
 - エ 契約金額
- (10) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

(11) 工事等の予定価格（入札書比較価格又は見積書比較価格をいう。）

- 3 入札執行担当課長は、前項の工事等について契約の金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第9号に掲げる事項及び変更の理由を公表しなければならない。
- 4 前3項の規定による公表は、行財政改革推進室において公衆の閲覧に供する方法または電子調達ポータルサイトに掲載する方法で行うものとする。
- 5 第2項又は第3項の規定により公表した事項については、契約を締結した日の属する年度の翌年度の3月31日まで閲覧に供しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき既に公表している事項については、第3条第5項の規定を準用する。
- 2 苫小牧市建設工事等に係る予定価格の事後公表取扱要領（平成12年2月4日設定）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。